

平成28年度関東女子倶楽部対抗山梨会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 10倶楽部・60名)

期日：6月10日(金)

場所：河口湖カントリークラブ 西・東コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番(西コース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	志村 節子	秋山	近藤 佐絵	甲府国際	四関 敏子	北の杜	松澤 美知子	都留
2	8:09	津堅 典子	オリンピック	林 香里	河口湖	佐藤 博子	秋山	内藤 恵美	北の杜
3	8:18	平林 治子	都留	橘 正子	春日居	堀内 美保	甲斐駒	石渡 陽子	都
4	8:27	雨宮 はる江	甲府国際	杉崎 加代子	都	布施 和子	甲斐駒	新津 澄子	北の杜
5	8:36	清水 友子	オリンピック	相原 ちなみ	甲府国際	小澤 一実	春日居	藪崎 康恵	河口湖
6	8:45	佐藤 佳江	秋山	保坂 幸子	春日居	丸茂 富美子	甲府国際	西根 千秋	メイプルポイント
7	8:54	梅本 直子	河口湖	保坂 久代	都	村田 トキ子	秋山	林 めぐみ	メイプルポイント
8	9:03	程原 洋子	都留	増田 佳子	オリンピック	佐々木 輝子	都	古屋 美智子	春日居

10番(東コース)よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:00	榎本 榮	都	斉藤 恵美	春日居	野々村 和子	メイプルポイント	小林 敬子	甲斐駒
10	8:09	小林 晴美	河口湖	安藤 智美	メイプルポイント	小嶋 桃子	オリンピック	渡辺 実和子	甲府国際
11	8:18	堀米 清美	メイプルポイント	庄司 春美	都留	伊藤 節子	秋山	井川 真理子	河口湖
12	8:27	星野 雅子	春日居	田村 和代	オリンピック	木田 枝里子	秋山	青木 佳美	都
13	8:36	長嶺 千代	北の杜	林 恵子	メイプルポイント	奈良 正江	都留	秋山 多香音	甲斐駒
14	8:45	承山 明子	甲斐駒	金山 美花	北の杜	阿藤 敬子	都留	共田 陽子	オリンピック
15	8:54	志村 弓恵	甲府国際	五味 富貴子	甲斐駒	長嶺 千里	北の杜	室井 五月	河口湖

競技委員長 小林みさ子

平成 28 年度 関東女子倶楽部対抗山梨会場予選競技

開催日 : 6月10日(金)

開催コース : 河口湖カントリークラブ 西・東コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

- アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 修理地(規則 25-1)
 - 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
 - 予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地とする。
- 動かさない障害物(規則 24-2)
 - 排水溝
 - 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- コースと不可分の部分
 - 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
 - 小砂利、松葉などを使用して舗装した区域。
- 電磁誘導カート用の 2 本のレール
電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	495	320	323	160	480	132	459	308	110	2787
Par	5	4	4	3	5	3	5	4	3	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
484	363	296	295	142	300	161	470	329	2840	5627
5	4	4	4	3	4	3	5	4	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	:	}	カート無線より通報する。
険悪な気象状況による即時中断	:		
プレーの再開	:		

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コイン(180 球)を限度とする。

競技委員長 小林みさ子